

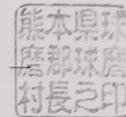
資料 30 村の見解 9.4 発

球総第982号

令和7年9月4日

一般社団法人 くまむら山村活性化協会
代表清算人 富 永 知 敬 様

球磨村長 松 谷 浩



貴法人に対する村の見解及び今後の対応について

貴法人解散に係る村の責任部分等に関してご質問を再三いただいておりますが、村としましては令和7年7月10日付け球総第729号で回答しましたとおり、貴法人との山村活性化支援業務委託契約及び道路等維持管理業務委託契約については適正な手続きに基づき契約の更新を行わなかったものでございます。このため、村の法的責任は無いものと認識しておりますので、当村の考えについて貴法人のご理解がすすむよう、下記のとおり具体的理由をお示しいたします。ご確認のうえご理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、本件に関する村の考えは下記のとおりですが、契約の非更新に関する一連の手続き等に何ら瑕疵はなく、貴法人の主張される損害等について村が責任を負うものではないと考えておりますので、法的根拠を伴う適切なご対応がある場合を除き、文書での回答など村としての対応は今回で最後とさせていただきます。

村としましては、円満な解決を望んでおりますが、現在と同様のご主張を繰り返されるのであれば、貴法人として法的根拠を整理のうえ、法的手段に訴えられる選択もあると承知しております。その際は、村としても法的に適切に対応させていただく準備がございますので、念のため申し添えます。

記

1 業務委託契約について

貴法人との契約については、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を契約期間とする単年度契約であり、契約期間が自動的に更新される内容ではございません。このことは貴法人もご承知のことと存じます。

その上で、当村は山村活性化支援業務委託契約及び道路等維持管理業務委託契約の2つの契約について、令和7年度から貴法人に委託することなく、直営で行うことを決定しました。そこで、貴法人の準備期間も考慮して令和6年12月5日に令和7年度から業務委託契約を行わない旨を予告しました。その後、令和7年2月19日と2月25日の2回に渡り、契約をしない旨の通知も行いました。

また、貴法人が当該委託業務のために雇用していた従業員に関する解雇予告は、労働基準法第20条の規定により、少なくとも30日前の予告が必要とされて

いるところですので、村からの通知はこれを十分に満たす時期に送付されており、貴法人においても対応を取るための十分な期間があったものと考えております。

なお、貴法人との業務委託契約は、民法上の準委任契約を基本とするものであり（民法第521条、第522条及び第643条以下）、契約を行わないことは、本件業務委託契約及び関係法令上なんら問題ありません。

2 法人解散に伴う清算金等について

村は令和6年12月5日付け球総第1218号で行った通知で、当村の委託業務以外の山村活性化事業について、継続して運営をしていただきたく、協議を申し入れておりましたが、協議に至ることなく貴法人は解散を選択されました。

貴法人の解散については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律または定款の規定に従い、貴法人の判断により解散の手続きを取られたものであり、貴法人の解散についての意思決定に村は全く関与しておりませんので、解散に伴う清算金等について、村に責任が伴うものではありません。

このため、村に責任があると主張されるのであれば、その責任部分について法的根拠を貴法人側から明確にお示しく下さい。

以上

参考法令

労働基準法

(解雇の予告)

第二十条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。

民法

(契約の締結及び内容の自由)

第五百二十一条 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。

2 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

(契約の成立と方式)

第五百二十二条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(解散の事由)

第四百八条 一般社団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 社員総会の決議
- 四 社員が欠けたこと。
- 五 合併（合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。）
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第二百六十一条第一項又は第二百六十八条の規定による解散を命ずる裁判